

第23期定時株主総会招集ご通知

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

第23期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 主要な事業所	2頁
2. 主要な借入先	2頁
3. 業務の適正を確保するための体制の整備および運用に関する事項 (ご参考) コーポレートガバナンス体制の概要	3頁～ 5頁
4. 株主資本等変動計算書	6頁
5. 個別注記表	7頁
	8頁～22頁

株式会社スターフライヤー

上記事項につきましては、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

主要な事業所 (2025年3月31日現在)

本社・北九州空港支店	福岡県北九州市小倉南区空港北町6番
羽田空港支店	東京都大田区羽田空港三丁目3番2号
福岡空港支店	福岡県福岡市博多区下臼井778番1
中部空港所	愛知県常滑市セントレーー1丁目1番地
関西空港所	大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1番地
山口宇部空港所	山口県宇部市沖宇部625番地

主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社北九州銀行	1,068
株式会社商工組合中央金庫	396
株式会社伊予銀行	364
株式会社りそな銀行	240
株式会社日本政策投資銀行	156
株式会社西日本シティ銀行	146
株式会社佐賀銀行	83
株式会社三井住友銀行	78
株式会社十八親和銀行	71

業務の適正を確保するための体制の整備および運用に関する事項

① 決議の内容の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、2015年5月1日開催の取締役会において内容を一部改定いたしております。その概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループは、「安全運航とともにコンプライアンス（法令はもとより、社内規程、企業倫理、社会規範に基づき良識をもって行動すること）を経営の基本とする」としたコンプライアンス規程の精神を役職員の行動の礎とする。
- ・コンプライアンス委員会により、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、公正かつ適切な経営の実現に努める。
- ・経営者直属の内部監査部門である「監査部」は、内部管理体制の適正性・有効性を検証し、適時経営者へ報告を行う。また、「企業倫理ホットライン」（内部通報制度）を設け、その運用は、当社監査部が所管する。
- ・当社グループの役職員は、「企業倫理ホットライン」（内部通報制度）により、不正行為等について直接に当社監査部または外部弁護士に対して通報または相談を行うことができる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令および社内規程の定めにより、適切に保存・管理する。情報漏洩・不正使用の防止および情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・企業活動の持続的発展の実現を阻害するリスクに対処するため、日常的にリスクを認識し、社内規程等に従い、損失の危険を回避・予防する。また、重大なリスクが顕在化したときは、被害を最小限に留めるための適切な措置を講ずる。
- ・当社グループは、「リスク管理規程」を制定し同規程においてリスクカテゴリーごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを統括的に管理する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・毎月1回開催する定例取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催することにより、重要な業務執行については、十分な審議を経て決定する。
- ・取締役会による決定を要しない一定の重要な事項については、経営会議（原則として毎週1回開催）において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- ・取締役の意思決定に基づく職務執行の効率化を図るため、「組織規程」および「職務権限規程」により各部門長の業務分担・権限を明確にする。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、「関係会社管理規程」に従い、グループ各社の事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行わせるとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要な案件については、当社取締役会の承認を受けるものとする。
- ・当社グループは、「コンプライアンス規程」を制定し、業務の適正性を確保するため当社グループの全ての役職員に周知徹底する。
- ・当社コンプライアンス委員会は、当社グループを一体的に掌握し活動を行う。
- ・当社は、当社グループにおける意思決定、指揮命令系統、権限その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。
- ・子会社の主要な取締役および監査役は当社の関連部門の職員および監査役が兼務していることから、子会社において重要な事象が発生した場合、当社は当該子会社の取締役会を通じて速やかに報告を受ける。
- ・監査役および監査部は、当社グループを対象に監査役監査およびグループ内部監査を実施する。

⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社グループの役職員は、事業運営において財務報告が極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは、当社グループの社会的な信用の維持・向上に資することを常に認識し、財務報告に係る内部統制の整備・運用に取組む。
- ・取締役会および監査役は、経営者の業務執行を監督する機関でもあることから、経営者による定期的報告を通じ、経営者による内部統制の整備・運用について監視・監督の責任を負う。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用者については、監査役会の求めにより独立性を確保した使用者を任命し、監査役会の指揮命令下に置くこととする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- ・取締役および執行役員は、取締役会、監査役会、その他監査役が出席する重要会議において、定期的にその業務の執行状況を報告することとする。
- ・当社グループにおける重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要事実が発見された場合、所管部門は、直ちに監査役に報告を行う。
- ・監査役は、上記のほか必要に応じ、当社グループの役職員に対し、業務の報告を求める。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役会は、3名以上の監査役で構成され、その半数以上を社外監査役とする。
- ・監査役は、「監査役会規則」、「監査役監査基準」に基づき監査役監査を実施する。
- ・監査役は、必要に応じ、経営者および各部門長等との情報・意見の交換を行う。
- ・当社グループの役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときには、速やかに適切な報告を行う。

- ・当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- ・当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- ・監査役会が独立の外部専門家を顧問とすることを求めた場合、当社は監査役会の職務の執行に必要がないと認められる事案を除きその費用を負担する。
- ・会計監査については、会計監査人である監査法人により、独立した立場から監査業務が執行されるものとする。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない方針を堅持する。また、反社会的勢力による不当な要求に対しては、当社グループ全体で毅然とした対応をとるものとする。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度においては、主に以下の取り組みを行いました。

- ・当社グループは、当社社長を委員長とするコンプライアンス委員会を4回開催致しました。また、コンプライアンスマネジメント強化策の検討を行いました。
- ・当社は「安全管理規程」に従い、フライテセーフティレビュー委員会（臨時を含む）を4回開催しました。この委員会にて「安全管理システム」が正しく、有効的に機能し、運航の安全を確保するための事業運営方針である「安全憲章」および「安全運航のための行動指針」が業務全般にわたり、具体的な安全施策に結びついていることの確認を行いました。
- ・当社は取締役会を15回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を十分な審議を経て決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議しました。
- ・当社の監査役は、月1回以上、監査役会を定期ないし臨時に開催し、相互情報交換を行い、また経営会議や取締役会等の重要会議に出席し、また稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図りました。

(ご参考) コーポレートガバナンス体制の概要

1 取締役会・取締役

取締役会は、取締役11名（うち社外取締役7名）から構成され、株主からの負託を受け効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社が持続的に成長し中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負っております。当社取締役会は、その責任を果たすため取締役および経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、社長その他の経営陣の指名、報酬の決定および当社をとりまく重大なリスクの評価および対応策の策定等を通じて、当社のために最善の意思決定を行います。

なお、取締役の任期は、経営環境の変化に機動的に対応するとともに、経営責任の明確化を図るため、1年間としています。

2 監査役会・監査役

当社は、監査役（3名、うち社外監査役2名）および監査役会を設置しております。監査役会は、年間計画に従って開催し、監査方針の決定、監査内容のレビュー、会計監査人の報告に基づく審査等を行っております。また、監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役会および重要な会議への出席、業務監査の実施を通じて、取締役の職務の適正性を監査しています。

3 経営会議

重要な事項のうち取締役会の決議を要しないものについては、常勤取締役および執行役員により構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定できるよう権限委譲を行うとともに、取締役会はその業務執行の状況を監督します。常勤取締役、担当部門長等の業務分担・権限については、「業務分掌」、「職務権限規程」および「職務権限基準表」において明確に定めております。

なお、監査役の職務遂行のため、常勤監査役は経営会議へ出席しています。

4 報酬委員会

当社は、社外取締役を委員長として、過半数を社外役員により構成する報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、取締役が受領する報酬の体系および個人別報酬等に関して取締役会からの諮問を受けております。

当社取締役（社外取締役を除く）の報酬は、取締役報酬規程の定めにより固定報酬（金銭および非金銭）と業績連動報酬から構成されており、業績連動報酬は指標を純利益とし、その0.7%に相当する額を同規程で定められた割合に従い配分算定されます。報酬委員会において支給額について公平・妥当とする案を策定し、報酬委員会委員長により取締役会へ答申が為されます。取締役会は、報酬委員会からの答申を受け、取締役報酬を決定しています。

5 会計監査人

当社は、会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識しており、会計監査人の高品質な監査を可能とするため十分な監査時間を確保するとともに、当社経営陣との直接の面談や、経理部門および内部監査部門との連携を確保しております。

なお、会計監査人として有限責任あずさ監査法人を選任しております。

計算書類

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

単位：百万円

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			資本剰余金 合計	利益剰余金 その他利益剰余金 繙越利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金					
当期首残高	1,892	1,392	3,913		5,305	△4,598	△1	2,598
当期変動額								
新株の発行	3	3			3			6
当期純利益						1,923		1,923
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								—
当期変動額合計	3	3	—		3	1,923	△0	1,929
当期末残高	1,895	1,395	3,913		5,308	△2,674	△1	4,528

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	繙延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	607	607	13	3,219
当期変動額				
新株の発行				6
当期純利益				1,923
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△855	△855	—	△855
当期変動額合計	△855	△855	—	1,073
当期末残高	△248	△248	13	4,293

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式およびその他有価証券（市場価格のないもの）
移動平均法による原価法

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

3 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

先入先出法による原価法
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 貯蔵品

・航空機部品 総平均法による原価法
・その他の貯蔵品 最終仕入原価法による原価法
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く。）および航空機材は定額法、それ以外については定率法
ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～23年
航空機材	8年～23年
機械及び装置	5年～17年
工具、器具及び備品	3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法
ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計算した額を、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 定期整備引当金

航空機材の主要な定期整備費用の支出に備えるため、当事業年度末までに負担すべき将来の整備費用見積額を計上しております。

7 収益及び費用の計上基準

当社は、国内線および国際線に関する旅客・貨物の輸送業務およびそれらに附随する附帯事業を営んでおります。

これらの事業から生じる収益は主としては顧客との契約に従い計上しており、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。また、顧客との対価の中に、取引価格に含まれていないものはございません。

航空運送事業

航空運送事業においては、国内線の航空機による「定期旅客運送」、「不定期旅客運送」、「貨物運送」および国際線の航空機による「定期旅客運送」、「不定期旅客運送」に関連するサービス等を提供しております、主な収益を下記の履行義務の充足時に認識しております。

収益計上金額については、顧客への役務提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から旅行代理店への対価の支払額を控除した純額で収益を認識しております。

定期旅客運送収入・不定期旅客運送収入

主に航空機による旅客輸送サービスから得られる収入であり、当社は運送約款等に基づき、顧客に対して国内線および国際線の航空輸送サービスの提供を行う義務を負っております。当該履行義務は旅客の航空輸送役務の完了をもって充足されます。また、定期旅客輸送サービスの対価は、通常、履行義務の充足後に受領し、不定期旅客輸送サービスの対価は、通常、履行義務の充足前に受領しております。

なお、当社は会員顧客向けのマイレージプログラム「STAR LINK」を運営しております、定期旅客運送サービス等の利用に応じて付与するマイレージは、将来当社および提携他社によるサービスを受けるために利用することができます。付与したマイレージ分を履行義務として認識し、契約負債に計上しております。取引価格は契約に含まれる履行義務ごとの独立販売価格の比率に基づいて配分され、マイルの独立販売価格はサービスの利用割合や失効見込み分を考慮して見積もっております。マイレージプログラムの履行義務に配分された取引価格は貸借対照表の「契約負債」として繰延べ、マイレージの利用に伴い収益を認識しております。

貨物運送収入

航空貨物の輸送業務により得られる収入であり、当社は国内線に係る貨物の輸送サービスを行う義務を負っております。当該履行義務は貨物の輸送役務の完了をもって充足されます。また、取引の対価は、通常、履行義務の充足後に受領しております。

附帯事業収入

附帯事業においては、空港ハンドリング業務の受託、広告宣伝業務、商品販売業務、施設貸出業務などのサービスから得られる収入であり、当該履行義務はサービスの完了をもって充足されます。

8 ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…デリバティブ取引（商品スワップ、為替予約、通貨オプション、クーポンスワップ）

ヘッジ対象…商品（航空機燃料）、外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

商品（航空機燃料）および為替の市場相場変動に対するリスク回避を目的として利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

売上収益とセグメント収益の関連

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	事業セグメント
	航空運送事業
定期旅客運送収入	42,425
貨物運送収入	162
不定期旅客運送収入	183
附帯事業収入	129
顧客との契約から生じる収益	42,900

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項 7. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	2,296
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,177
契約負債（期首残高）	461
契約負債（期末残高）	546

契約負債は、マイレージの未行使分に関連するものです。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、280百万円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

3. 会計上の見積り

定期整備引当金

当事業年度の貸借対照表において、定期整備引当金10,234百万円を計上しております。

航空機材の主要な定期整備の支出に備えるため、当事業年度末までに負担すべき将来の整備費用見積額を定期整備引当金として計上しております。

当社は、当事業年度末までの定期整備費用実績額を基礎として、個々の航空機材の整備計画から調達方法（購入またはリース）、リース会社との契約や当該機材の使用状況なども織り込み、将来の整備費用を見積り、定期整備引当金を計上しております。

整備計画は長期にわたることに加え、個々の航空機材の使用状況等により定期整備実施時に必要となる整備費用が変動する場合があり、定期整備引当金の残高に対して過不足が生じる可能性があります。

収益認識

当事業年度の貸借対照表において、契約負債546百万円を計上しております。

当社は会員顧客向けのマイレージプログラム「STAR LINK」を運営しており、旅客輸送サービス等の利用に応じて付与するマイレージは、将来当社によるサービスを受けるために利用することができます。

付与したマイレージの内、将来顧客が行使することが見込まれる分を履行義務として認識し、顧客がマイレージの利用に際して選択するサービスの構成割合を考慮して独立販売価格を見積り、取引価格はこれらの履行義務に対して独立販売価格の比率に基づいて配分しております。マイレージプログラムの履行義務に配分された取引価格は契約負債として認識し、マイレージの利用に従い収益計上しております。

当該見積りの内容は不確実性が高く、選択するサービスの構成割合が大きく変化した場合は、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産

当事業年度の貸借対照表において、繰延税金資産962百万円を計上しております。

当社は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲で繰延税金資産を認識しており、その回収可能性については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類、将来加算一時差異の解消スケジュール、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得及びタックス・プランニング等に基づいて判断しております。

当該見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な要素である売上高や利益の予測は、今後の市場動向や原油価格、為替相場の変動等の影響を受け、また、不確実性を伴うことから、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼします。

将来の不確実な経済状況及び当社の経営状況の変化により、当該見積りに重要な影響が生じた場合には、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産の減価償却累計額 5,828百万円

2 関係会社に対する資産及び負債

短期金銭債権	0百万円
短期金銭債務	14百万円

3 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

また、資金調達の機動性および安定性の確保を図るため、取引金融機関8社とコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高等は、次のとおりであります。

当座借越極度額	1,000百万円
貸出コミットメントの総額	2,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	3,000百万円

上記のコミットメントライン契約には、次の財務制限条項が付されており、下記条項のいずれかに抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになっております。

- ① 2025年3月期末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2,000百万円以上に維持すること。
- ② 2025年3月期末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を損失としないこと。
- ③ 2025年3月期末日における単体の貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を、13,000百万円以上としないこと。

4 シンジケートローン契約

当社は、航空機材の購入資金の一部に充当するため、航空機材を担保として、取引銀行2行とシンジケートローン契約を締結しております。

上記のシンジケートローン契約には、次の財務制限条項が付されており、下記条項のいずれかに抵触した場合には、借入先からの請求により、一括支払することになっております。

- ① 2023年3月期以降の各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、2,000百万円以上に維持すること。
- ② 2023年3月期以降の各事業年度末日における単体の事業年度の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

5 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

航空機材	3,655百万円
------	----------

また、営業未収入金および未収入金合計のうち600百万円は、取引銀行1行との当座貸越契約の担保として譲渡担保が設定しております。

担保付債務は、次のとおりであります。

1年内返済予定の長期借入金	250百万円
長期借入金	62百万円

5. 損益計算書に関する注記

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「2. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費

147百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

1 発行済株式の種類および総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,508,840	91,550	—	3,600,390
A種種類株式（株）	5,500	—	—	5,500
B種種類株式（株）	2,500	—	185	2,315

(注) 普通株式の増加は、B種種類株主からの普通株式対価取得請求に応じ新規に交付した89,175株および取締役4名に対し付与した譲渡制限付株式報酬2,375株によるものです。

B種種類株式の減少は、B種種類株主からの普通株式対価取得請求に応じ当社が取得した185株を消却したものです。

2 自己株式の種類および株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	399	44	—	443

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3 配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

4 新株予約権等の状況

当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類および数

普通株式869,700株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、定期整備引当金、繰越欠損金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因是、ヘッジ会計を適用したデリバティブ取引であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

1 所有権移転外ファイナンス・リース取引

貸借対照表に計上した固定資産については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

2 オペレーティング・リース契約

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年以内	5,329百万円
1年超	14,825百万円
合計	20,155百万円

9. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、営業未収入金に係る顧客の信用リスクについては「販売管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。

デリバティブ取引は、「市場リスク管理に関する規程」に沿って実需の範囲で行っており、投機的な取引は行っておりません。

2 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

単位：百万円

	貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
差入保証金（注3）	1,156	1,042	△113
負債			
(1) 長期借入金（注4）	2,606	2,519	△86
(2) リース債務（注4）	522	569	46
デリバティブ取引（注5） ヘッジ会計が適用されているもの	(269)	(269)	–

- （注）1. 現金及び預金、営業未収入金、未収入金については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 営業未払金、未払金、未払法人税等については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
3. 1年内返還予定の差入保証金を含めております。
4. 1年内返済予定の長期借入金またはリース債務を含めております。
5. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目は、（ ）で表示しております。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性の重要性に応じて、以下の3つのレベルに分解しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度末 (2025年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	—	(3)	—	(3)
商品関連	—	(266)	—	(266)
デリバティブ取引計	—	(269)	—	(269)

(注) 正味の債務となる項目は、() で表示しております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度末 (2025年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,042	—	1,042
資産計	—	1,042	—	1,042
長期借入金	—	—	2,519	2,519
リース債務	—	—	569	569
負債計	—	—	3,088	3,088

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金（航空機デポジット、償還期間の不明なものを含む）

これらは、一定の期間ごとに分類し、合理的と考えられる割引率を用いて時価を算出し、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主が議決権の過半数を所有している会社	全日本空輸株式会社	—	営業上の取引	コードシェアによる共同運航	16,124	営業未収入金預り金(注2)	14 35
				航空機燃料の購入	9,902	営業未払金	906
				予約システム使用料	302	前払費用	26
				空港ハンドリング業務の委託	1,666	営業未払金	188
				整備業務の委託	165	営業未払金	12
				出向者の受入	148	未払金	20
				航空券精算	368	営業未収入金未収入金(注3)	1,733 214

- (注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針については、業界価格等に鑑み、その都度価格交渉のうえ決定しております。また、特に重要な取引に関する条件等については、取締役会において十分に審議した上で、妥当性を備えた意思決定を行っております。
2. コードシェアによる座席販売については、取引金額確定前に概算精算を行っているため、精算差額として預り金が計上されております。
3. 全日本空輸株式会社に当社の旅客収入等の精算を委託しており、これに係る営業未収入金および未収入金であります。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

△1,337円19銭

1株当たり当期純利益

536円66銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の権利行使による新株式の発行)

当社が2021年3月9日付で発行を行った新株予約権の一部について権利行使があり、2025年4月25日付で新株の発行を行っております。

(1) 行使された新株予約権の個数	1,800個
(2) 発行株式の種類及び株式数	普通株式 180,000株
(3) 資本金増加額	179百万円
(4) 資本準備金増加額	179百万円

(剰余金の処分)

当社は、2025年5月7日開催の取締役会において、2025年6月27日開催予定の第23期定時株主総会に「剰余金処分の件」として付議することと決議致しました。

1. 剰余金の処分の目的

財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性および機動性を確保することを目的として会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損を填補するものであります。

2. 剰余金の処分の内容

以下のとおり、その他資本剰余金のうち欠損填補に必要な金額を減少し、繰越利益剰余金に振り替えることで欠損填補に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

その他資本剰余金 2,674,456,229 円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 2,674,456,229 円

以上の結果、その他資本剰余金は1,239,006,438円、その他利益剰余金（繰越利益剰余金）は0円となります。

3. 日程

(1) 取締役会決議 2025年5月7日

(2) 定時株主総会決議 2025年6月27日（予定）

(3) 効力発生日 2025年6月27日（予定）

4. 今後の見通し

本件は純資産の部における勘定科目間の振り替え処理であり、純資産合計額に変動はなく、業績に与える影響はございません。また、発行済株式総数に変更はありません。

この計算書類に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
